

【長崎県西海市】
端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度
① 児童生徒数	1,729人	1,698人	1,676人	1,645人	1,584人
② 予備機を含む 整備上限台数	1,988台	1,952台	1,927台	0台	0台
③ 整備台数 (予備機除く)	0台	0台	1,676台	0台	0台
④ ③のうち 基金事業によるもの	0台	0台	1,676台	0台	0台
⑤ 累積更新率	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%
⑥ 予備機整備台数	0台	0台	251台	0台	0台
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0台	0台	251台	0台	0台
⑧ 予備機整備率	-	-	13.0%	-	-

※①～⑧の未到来年度等にあつては推定値を記入する。

(端末の整備・更新計画の考え方)

令和 2 年12月に整備した 1 人 1 台端末について、令和 7 年 3 月現在ですでに利用期間が耐用年数の 4 年以上が経過しており、故障機器も頻発しているため、更新を行う。

国策であるGIGAスクール構想の基に整備することを踏まえ、「GIGA第 2 期」において、国費を活用して、端末更新を行う。本市の財政状況と端末の故障状況を踏まえ、令和 8 年度を予定。

その後も、国の動向を確認しながら、端末を適宜更新していく。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：2,118台

○処分方法

- ・使用済み端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用 0台
- ・小型家電リサイクル法の認定事業者 に再使用・再資源化を委託 0台
- ・資源有効利用促進法の製造事業者 に再使用・再資源化を委託 0台
- ・その他（教職員用 1 人 1 台端末や予備機として再利用） 2,118台

※更新対象端末を予備機としても使用不能となった場合には、小型家電リサイクル法の認定事業者 に再使用・再資源化を委託する。

○端末のデータの消去方法 ※いずれかに○を付ける。

- ・自治体の職員が行う
- ・処分事業者へ委託する

○スケジュール（予定）

使用不要となった端末が100台程度の一定数量となった場合、小型家電リサイクル法の認定事業者 に再使用・再資源化を委託する。

○その他特記事項